

第2部 シンポジウム 「21世紀世界ライシテ宣言とアジア諸地域の世俗化」



# 21世紀世界ライシテ宣言について

ジャン・ボベロ  
(翻訳 羽田正)

## 1 宣言の意義と作成

「ライシテ」という語はフランスでは一八七〇年代に現れた。よく似た単語がいくつかの言語に存在しており(例えば、スペイン語の *laicidad*、ポルトガル語の *laicidade*、イタリア語の *laicità*、トルコ語の *laiklik*)、ヨーロッパ人権法廷はその判決に際してときにこれを典拠とする。英語で記される国際的な文書では、*laicity* (以下、ライシテ)は *secularism*、*laïque* (*laïcité* の形容詞、以下、ライック) な国家は *secular State* と翻訳されている。最近では、新語である *laicity* も学術的な著作の中で使用されるようになってきている。しかし、実際には、フランス人の多くがライシテとは「フランス的例外」であると信じており、異なった国々の多くの人々にもそう信じこませている。

この世間一般に受け入れられている考え方に對抗するために、メキシコ人ロベルト・ブランカルテ、カナダ人ミシュリーヌ・ミロ、それに私というライシテに関する著作を持つ三人の社会学者、大学教授が、二一世紀世界ライシテ宣言という考え方を打ち出した。研究や著述、学問的(同時に市民的)関心からライシテの

概念について考えている多くの国の大学人がこの宣言に署名することを期待された。問題はそれを発表する方法について世界的な合意を得ることだった。

フランスの政教分離百周年は、ライシテがフランスだけのものではないことを断言する好機と思われたので、作成されたテキストが二〇〇五年一月九日（政教分離法採択のちょうど百年目の日）にフランス上院で発表され、その大要は日刊紙 *Le Monde* で紹介された。上述の三人の主執筆者とこの集会を主宰したベルギー人の教授で大臣のエルヴェ・アスカンのほかに、テキストの作成に協力した Alex Hargreaves（英国）、Jeremy Gunn（米国）、Fortunato Mallinaci（アルゼンチン）、Kim Hien Nguyen（ヴェトナム）、Ingwill Plessner（ノルウェー）、Nicolas Schabourov（ロシア）がこの発表に同席した。予算と時間的制約のために招待者の数は制限せざるをえず、ヨーロッパ（ヨーロッパ連合と他の国々）が半数以上を占めてはいるが、南北アメリカとアジアからの参加者もいる。これは署名の地理的な分布にはほぼ対応している。当時署名数は二一七で、その後も署名者が相次いだ。だが、三〇カ国、二五〇人の署名の段階でとどめられている。事務局を継続的に維持することが難しいからである。

宣言のテキストは、上述の発表同席者たちの言語でも記され、その他、アラビア語版、ポルトガル語版、さらには伊達聖伸氏の努力によって日本語版も存在する。この宣言は、公表以後一人歩きをはじめ、多くの国で反響を呼んでいる。テキストは国際的な会合や政治的な議論の場で参照されている。シラク大統領の発案で二〇〇六年九月にパリで開かれ、地中海両岸とベルシア湾諸国の代表が集まった「地中海文化ワークショップ」、ブリュッセルで開催されたヨーロッパ社会党議員集会、憲法にライシテを記載すべきかを考えるためのメキシコ議会での議論などがその例である。テキストは大学での研究集会でも取り上げられている。特にブランカルテ氏の提案によって、フォード財団の支援を受けながらラテンアメリカ諸国で三年來開催されている「非宗教的 (laïque) 自由」についての一連の集会はその好例である。私の知る限り、宣言はラテン

アメリカでもっとも反響を呼んでいる。

もう一つ事実の確認をしておこう。このテキストはインターネットによる共同作品である。私たちは次のような方法をとった。二〇〇五年二月、三人の責任者によって記された最初の草案が、ライシテに関係する研究教育を行い、市民生活でも関わりをもつ数十人の大学人に送付された。計画への参画と批判やコメント、それに可能なら関心を持ちそうな他の研究者に文案を転送することが求められた。フランス人への接触は故意におさえられた。目的がライシテをフランス固有のものとする見方から解き放つことだったからである。何度もやり取りがあり、テキストは数回修正された。九月の新学期開始時には最終版が出来上がっていた。署名を集めるための時間を確保するために、この時点で私たちは協議をストップした。

大学人が細部にこだわることをよく知っていたので、私たちはテキストへの署名が、各条文の一語一語への完全な同意を意味するわけではなく全体の方向性と展望の承認であることを強調した。このため、宣言そのものへコメントをつけて署名することもできるようにした。それによって議論が深まるのはこの計画の精神に合致していたからである。主要なコメントは、上院でのテキスト発表会に出席した記者や聴衆に配布された付属文書にまとめられ、その後繰り返し公表されている。

## II 宣言の方向性

この集団での宣言作成の過程で議論になったのが、草案で提示されたライシテの概念よりも宣言の性格そのものであったことは意味深長である。ある人は出来るだけ多くの署名を集めることができるように原則だけの短い宣言とすることを望んだ。他の人は、テキストが大学人によって起草され署名されたということを証明するためにも分析を示さねばならないと反駁した。それにしても、なぜ大学人でなければならないの

だろうか。その理由は二つある。まず、ライシテが多くくの国で政治的、社会的な問題となっているとしても、それはまた知の運動としての研究の対象でもあるということを私たちは示したかったのだ。私たちが大学人として合意し、ライシテという語が社会的にあまり使われないか存在しない状況にもこの概念を適用できるような分析と定義を提案したのは、このためである。もう一つ、私たちは政治上、イデオロギー上の道具となることや、あらゆる種類の圧力がかかることを避けたかった。これはもし当初から学問的基準によらずにテキストを集団で作成すれば起こりえたことである。

しかし、宣言は純粹に学問的なテキストであろうとするわけではない。エミール・デュルケム流に言えば「実践理論」の範疇に属する。科学と行動の間に存在する弁証法的な緊張が現れたテキストなのであり、署名者は「大学人であり市民」と自らを定義する（前文）。この宣言は権利の宣言に倣って政治的な宣言の形式を取る。同時に、問題を整理し、時を超えた、また現在のライシテの試練を示す。この意味では研究の範疇にも属する。さらに、二一世紀にあるべきライシテの姿についての討議を提案する。

宣言はまずライシテの根本となる原則について述べる。

1. 民主主義的な公的秩序の範囲内で、国家が信条の自由とそれを個人や集団で実践することの自由を保障することの必要性和この自由が社会的に持つ意味（第1条）。

2. すべての宗教と「哲学的」信条（この二つの単語の組み合わせは、人権宣言の一八条から来ている）について国家と公的機関が自律性を保つこと。すなわち、宗教や信条が市民社会を支配することがあってはならない（たとえそこでの討論に参加することはあっても）（第2条）。

3. 権利を行使する際の平等、非差別の原則、この平等を尊重するための合理的な妥協（第3条）。署名者の何人かは、「合理的な妥協」（カナダ起源の法概念で、とりわけ二〇〇三年のスタズィ委員会による報告で言及されてい

る）」という表現に多少の違和感を表明している。多数派の文化と少数派の文化の間での平等を具体的に追求すべきであるという点で合意があるのはもちろんである。

これらの根本原則がまず述べられた後の第4条で、ライシテが「社会歴史的、地政学的に様々な局面でのこれらの三つの原則の調和」と定義される。実際、ライシテの語が「伝統的に使用されず」、しかし、「そうとはつきりと名付けられないままにライシテへ向かう動きが生じていた」（第7条）国々の人々が理解できるように、術語をなじませ、意味をはっきりさせねばならないのだ。

このような進め方をとったのは、ライシテを実体的で固定したものととらえ、時とは無関係に存在し、純粹な概念なのだと見ることを拒否したかったからである。術語を三つの要素に分解することによって、それはもはやライツクな国家とそうではない国家の間に全面的な二項対立的分断をもたらすものではなくなり、実際の社会の「宗教的道徳的多様性」や、「民主的平和的討議」（前文）に結びついた社会的現実として、また国、分野、時代によって多少力点の置き方が異なる一つの過程としてみることができるのだ。

例を挙げてみよう。フランス上院で宣言を発表した人々の中に、公会堂（英国）あるいは国教会（ノルウェー）が存在する国の出身者がいることに気づき、驚く人もいるだろう。自分自身の国（それが公にライツクである場合も含めて）で変化の支持者でありうる（それが民主主義だ！）ことは別として、公式の宗教が存在する場でもライシテの要素は存在しうるのだ。第5条は正に「ライシテの要素」が社会生活の民主化に伴って「必然的に」現れることを明白に語っている。ノルウェーの例をとるなら、一九八三年に最高裁判所は、墮胎を認める法に関する牧師の苦情を受け、国の法はそれが国教であるとしてもある宗教の道徳基準に合致しなければならぬわけではないと明言した。このように、宗教と国家が公式に分離していない国でも、ライツクな法の原則が存在しうる事が確認できる。

したがって、宣言では、ライシテは、「ライシテへと向かう動き」の結果として認識されている（第5、7

条)。この観点からすると、ライシテは多かれ少なかれ存在しうる「民主的生活の鍵となる要素である」(第6条)。

第8条から第11条は、論議すべき諸点を整理して示そうとしている。寄せられた意見の中には、宣言を誤解しているものもある。例えば、第8条は「市民宗教の形態と結びついた「市民の聖堂」の存在」に触れているが、そのことのために、このような聖堂に対して好意的な立場を取っているのではないかと批判された。しかし、実際は、これは確認なのであり、宣言は明らかにこの問題についてライックで民主的な議論が必要だと述べている。この「市民聖堂」の問題は日本で特に重要であり、議論の中心的テーマであることを私は知っている。

これら第8条から第11条は、テキストへの署名者から出された主要な問題を示しているのだ。これらの問題のそれぞれが、その国の文化、歴史、現在の社会的、政治的、宗教的文脈(特に宗教と信条に関して存在する多元主義)に即して解決されうるはずだ。存在する様々な立場間での妥協がしばしば成立するだろう。それゆえ、宣言はどこでも適用できるような処方を抽象的に記してはいない。反対に、指導原理を示している。それによれば、適用される解決策は、「不変」ではなく「バランスのとれたもの」でなければならぬし、継続的に議論ができるようなものであるべきなのだ(第8条)。また、「信条の自由」「政治と社会の自律性」と「非差別」が最良の解決策を導きだすための糸であるべきなのだ。

宣言はかくして確認と態度の表明である一つの結論へと至る。「いかなる国にも、いかなる社会にも、絶対的なライシテは存在しない。それでも、ライシテに關してもたらされる様々な回答は決して等価ではない(第11条)」。教条主義的な態度とライシテの一貫性を喪失させかねない相対主義を避けるためには、この二重の明言が必要不可欠なのだ。

宣言の後半部（11条から18条）では、「二一世紀に立ち向かうべき主要な課題」を見定めようとする。第12条によると、「基本的権利という言葉で表される内容は、最初の権利の宣言以来、かなりの発展を遂げてきた」そして、人間の尊厳の平等の意味が様々な回答の中で問題となっている。例えば、アメリカやごく短い期間を除いてのフランスでは、権利の宣言はとりもなおさず奴隷制の廃止を導きはしなかったし、ましてや男女間の不平等を終わらせはしなかった。しかし、原則が示されたことにより、権利を完全に実現するための戦いが可能になった。

現在の課題を明示することによって、宣言はライシテという発想を練り上げようとしている。かくして、それは「柔軟性を欠いた不動のままではありえず」（第13条、宗教の廃止ではなく、宗教に関する選択の自由を意味している。また、「宗教的なものを社会的な自明性から、そしてあらゆる政治的押しつけから切り離すこと」を意味する（第14条）。（宗教の政治的押しつけを拒否するという点では完全に意見が一致する何人かが、彼らにとっては、宗教は所与の社会の自明性の一部となりうるという意見を述べている。）「冒瀆の権利」が第12条に記されており、それによって何人かが署名を拒否した。

これに対して、一方でライシテへ向かう動きの成功そのものが（それは宗教の「個人化」を助長した、第15条、他方で他の社会的、歴史的な諸種の変化が、新しい課題を生み出しているという点は、すべての署名者が一致して認めているようにみえる。私に言わせれば、このことは、宣言にはつきりと記されている。従って、私のコメントはごく短いものである。すべての人にとって、「宗教および哲学的な信念は社会的には文化資源の場を構成し」二一世紀のライシテは、ちょうど歴史のなかで現れてきたさまざまな形のライシテが、宗教的多様性と政治的・社会的な紐帯の統一性とを調和させるすべを学ばなければならなかったように、文化的多様性と政治的・社会的な紐帯の統一性をうまく両立させるものでなければならぬ」（第15条）。新しい形の宗教表現、さまざまな形態の宗教的ラディカリズム（第15条）、進歩を信じることから「ルーツ」を

特権化する態度（さらに、過去へのまなざしを特権化することの危険、なぜなら未来の子測がますます難しくなっているから）への移行（第16条）、国家の激動（ヨーロッパではヨーロッパ連合の建設、全世界的にはグローバルゼーションと新しい安全観）のために、「ライシテと社会的公正の間の新しい関係」を築くことが必要となっている。

最終条である第18条では、世界観の複数性が豊かさにとらえられるべき状況での市民的な平和の文化、すなわち国際的レベルにおける一種のライックな協定に寄与するために、「動的で創意に富むライックな見方」の必要性が説かれる。別の言い方をすると、ライシテは、特定の場合にナシヨナリスト的な見方とともに維持されうる臍の紐をすべて断ち切らねばならない。私たちの宣言が「普遍（universal）」をうたうのはそれゆえである。しかし、それは変転する普遍、普遍的な地平と文化の多様性である。諸文明の出会いがこの普遍主義の新しい見方には不可欠なのである。